

野々市市中林土地区画整理組合
理事長 西崎 幹夫 殿

誓 約 書

1. 組合の指示に従い、付近住民及び他業者とトラブルを起こさず協調して工事を行います。
2. 建築物は、公共施設及び隣接地との境界を絶対に侵しません。誤って塀・屋根の庇・看板等がはみ出したときは直ちに撤去します。
3. 区画整理区域内の道路を通行するときは、消火栓・止水栓等を破損せぬよう注意して通行します。
4. 工事車両が側溝・道路等を横断する場合は、当該施設を保護する処置を取ります。
5. 工事に使用した道路・側溝等を破損した場合は、組合の指示に従い直ちに復旧します。
6. 宅地乗り入れ部（玄関・車庫等）に面する側溝に蓋をする場合は、必ずツバ付きグレーチング・鉄板等にします。
7. 歩道乗り入れコンクリート舗装・水道引き込みに伴う舗装復旧、その他道路関係工事は、当該水路管理者（管理予定者）と協議し施工します。なお、道路管理者（管理予定者）との協議書等の写しを提出します。
8. 床板橋・水道引き込み管の水路横断等、その他水路関係工事は、当該水路管理者（管理予定者）と協議し施工します。なお、水路管理者（管理予定者）との協議書等の写しを提出します。
9. 水路関係工事で公共用財産使用収益許可を取る必要のある築造物（床板橋等）がある場合は、貴組合の水路の管理引き継ぎと同時に当該許可を管理者より取ります。
10. 上記の件に違反し、撤去及び復旧等に要した費用は全て76条許可申請者及び建築主並びに施工者が連帯し、責任を持って負担します。
11. 工事着工・完成は、貴組合へ連絡します。
12. その他、貴組合に迷惑をかけません。

上記のとおり誓約致します。

令和 年 月 日

76条許可申請者	住 所	
	氏 名	印
	連絡先	
建 築 主 (工事発注者)	住 所	
	氏 名	印
	連絡先	
施 工 者 (工事請負者)	住 所	
	氏 名	印
	連絡先	